

種別	目的	制度の概要	問合せ先
給付金・助成金等	売上の減少した小規模企業者	《小規模企業者事業継続支援金》令和2年1月～12月のいずれかの月で売上が前年同月比20%以上50%未満減少しており、国の持続化給付金の対象とならない小規模企業者 1事業者10万円（上限）	産業観光課（0833-45-1745）
	感染症拡大防止に取り組む中小企業者	《感染症に負けない！下松市がんばる中小企業応援事業補助金》業種別感染拡大予防ガイドライン等に沿って、事業継続に積極的に取り組む中小企業者等 感染症対策経費 事業者50万円（上限）※補助率3/4	・下松商工会議所（0833-41-1070） ・産業観光課（0833-45-1745）
	公共交通事業者	《地域公共交通事業者支援金》バス事業者（市内に営業所等または乗り入れ路線あり）・タクシー事業者（市内に営業所等あり） バス1台あたり5万円、タクシー1台あたり3万円 ※基準日：R2.4.7 ※申請受付期間については近日中にお知らせします	産業観光課（0833-45-1745）
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい	《不況対策特別融資》セーフティネット保証又は危機関連保証の認定を受けた事業者 保証料全額補助、据置期間中の利子全額利子補給	産業観光課（0833-45-1745）
		《新型コロナウイルス対策マル経融資利子補給》日本政策金融公庫の新型コロナウイルス対策マル経融資を利用した事業者 借入後4、5年目に生じる利子を全額利子補給	・下松商工会議所（0833-41-1070） ・産業観光課（0833-45-1745）